

(趣旨)

第 1 条 この要領は、彦根愛知犬上広域行政組合契約規則(平成 14 年組合規則第 4 号。以下「契約規則」という。)第 10 条の 2 の規定に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が発注する建設工事等について郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施)

第 2 条 管理者は、競争入札を実施するに当たり、適当と認めて指定したものについて、郵便入札を実施するものとする。

(入札の公告および指名の通知)

第 3 条 管理者は、郵便入札を行おうとするときは、契約規則第 5 条もしくは彦根愛知犬上広域行政組合建設工事条件付一般競争入札実施要綱第 3 条に規定する公告または契約規則第 17 条に規定する入札指名通知に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書(別記様式第 1 号)の送付方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要綱の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(入札回数)

第 4 条 郵便入札に付した場合の入札回数は、原則として 2 回までとし、必要と認めるときは 3 回まで行うことができる。

(入札書等の郵送方法)

第 5 条 郵便入札に参加しようとする者(以下「郵便入札参加者」という。)は、入札書、見積内訳書その他当該入札の公告で指定する書類(以下「入札書等」という。)をあらかじめ指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送においては、郵便入札参加者は、所定の事項をすべて記載した入札書等を封筒に入れて封印し、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかにより豊郷郵便局留で送付しなければならない。

3 前項に規定する入札書等の郵送用封筒には、入札書在中の旨、入札書到着期限、開札日、工事名称および商号または名称ならびに代表者氏名等の必要事項を記載するものとする。

(入札書の保管等)

第6条 契約担当課長は、前条の規定により入札書等が到達したときは、これを開札日時まで契約担当課において厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

3 郵便入札参加者は、入札書到達後においても、開札前までの間は入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとする者は、開札前までに入札辞退届を書面で契約担当課に提出しなければならない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 持参、宅配便等で契約担当課に直接提出されるなど、第5条第2項に定める郵送方法によらない入札

(3) 入札公告で指定する到達期限より後に豊郷郵便局に到達したもの

(4) 豊郷郵便局において契約担当課宛局留分として引渡しがなされなかったもの

(5) 同一入札について、複数の入札書等を郵送したもの

(6) 入札書または見積内訳書その他必要とされた書類が同封されていない入札

(7) 1枚の封筒の中に、複数の工事の入札書等が同封された入札

(8) 封筒に記載の工事名または差出人と同封された入札書の工事名または入札者が相違する入札

(9) 入札書に記名押印がない入札

(10) 入札書の入札金額を加除訂正している入札または入札金額その他の記載事項が不明確もしくは誤りのある入札

(11) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所には訂正印がない入札

(12) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないうで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札

(13) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 管理者は、郵便入札の開札の執行に当たっては、公正性を確保するため開札の立会人(以

下「立会人」という。)を選任し、立会を求めるものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、次により選任するものとする。

- (1) 当該郵便入札参加者のうちから、1件の開札ごとに3人の立会人を選任するものとする。
- (2) 立会人として選任された者は、開札の公正な執行に協力するものとする。
- (3) 代理人が立ち会うときは、立会人委任状(別記様式第2号)を提出しなければならない。
- (4) 開札日において立会人が3人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会人とするものとする。

(立会人の職務)

第10条 立会人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 封筒が開札前に開封されていないことの確認
- (2) 落札者または次条に規定するくじによる場合の入札者の確認
- (3) 立会人署名簿(別記様式第3号)への署名

(くじによる落札者等の決定)

第11条 入札前に入札参加資格を審査する事前審査による競争入札にあつては、開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 入札後に入札参加資格を審査する事後審査による競争入札にあつては、開札の結果、落札候補者となるべき価格と同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより入札参加資格審査の順位を決定するものとする。

3 前2項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価落札方式による場合のくじによる落札者の決定方法は、別に定める。

(入札を延期する場合等の措置)

第12条 管理者は、郵便事情等により事故が発生した場合または不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期、中止または入札の取消しをすることができる。

2 管理者は、郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を郵便入札参加者に返却するものとする。

(入札結果の通知)

第 13 条 管理者は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に入札結果を通知するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

3 第 4 条の規定は、この要綱の施行の日以後に一般競争入札の公告または指名競争入札の指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う契約から適用し、同日前に入札公告等を行う契約については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

入 札 書 (郵便入札用)

入 札 金 額	百万	千	円
工 事 名 称			
工 事 場 所			
入 札 保 証 金 額	円		

上記の金額をもって請け負いたいので、設計書、仕様書、契約書案、彦根愛知犬上広域行政組合郵便入札実施要綱および彦根愛知犬上広域行政組合契約規則(平成 14 年組合規則第 4 号)に指示する事項を承知して入札します。

なお、同価の入札をした者が 2 人以上ある場合、くじ引きの結果について不服申し立てはしません。

年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合管理者 様

住 所

入 札 者 商号または名称

代 表 者 氏 名



様式第 2 号（第 9 条関係）

立会人委任状（郵便入札用）

年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合管理者 様

1 工事名称

2 工事場所

私は、上記の入札に係る開札立会について、次の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

（委任者）住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

⑩

（受任者）代 理 人 氏 名

⑩

立会人署名簿

年 月 日

1. 開札日年月日

2. 開札場所

3. 工事名称

上記工事の郵便入札の開札が適正に執行され、公正に（落札者・落札候補者）が決定されたことを証するため、ここに署名する。

商号または名称

立会人氏名

商号または名称

立会人氏名

商号または名称

立会人氏名

（注）（ ）内は適時記載する。